

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28条）第108条の2第1項の規定に基づき公表する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 契約の内容

令和6年度和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務

（詳細については別紙仕様書のとおり）

2 契約の相手方選定基準

西牟婁振興局管内及び田辺保健所管内（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）に所在する地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号に規定されている施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは、小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくは、これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者で当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ最低価格であった者を相手方とする。

3 仕様書を交付する場所及び期間等

（1）場所

和歌山県紀南児童相談所

田辺市新庄町3353-9

（2）期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

（3）（1）及び（2）により交付する仕様書に対して質問がある者は、令和6年3月7日（木）午後5時までの間に和歌山県紀南児童相談所に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 見積書を提出する場所及び期間

（1）提出場所 3の（1）に同じ

（2）提出期間 3の（2）に同じ

5 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

6 見積方法

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
ただし、見積書の見積金額は訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、業務年度及び業務の名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない証明書を見積書とともに提出すること。

7 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

8 契約の相手方決定の方法等

- (1) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者で、かつ、上記2の選定基準を満たす者を原則として落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む）で通知する。なお、当該見積書を提出した者で

くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約書の要否

要

10 その他

この見積及び契約に関する事務を担当する名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県紀南児童相談所

(2) 所在地

田辺市新庄町3353-9

郵便番号 646-0011

電話番号 0739-22-1588

ファクシミリ番号 0739-22-1917

仕 様 書

1. 業 務 名 令和6年度和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務
2. 業務場所 田辺市新庄町3353-9 和歌山県紀南児童相談所
3. 業務期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)に規定する県の休日を除く。)
4. 業務の内容 庁舎内外の清掃
 - ・ 庁舎内各部屋、廊下、トイレの清掃
1階: 585.7 m²
 - ・ 庁舎外周辺部の清掃、草引き
 - ・ ごみの分別収集
 - ・ 清掃場所の詳細事項はその都度協議
 - ・ 週2回、週1回以上、月1回以上の清掃箇所があります。
5. 業務日時 週2回(火曜日・金曜日)の午前中(9時～12時)
(曜日毎の清掃箇所はその都度協議)
6. 業務日誌 日誌を作成し担当者の確認を得ること。(様式は委託者で用意)
7. 用具等の提供 業務に必要な用具は提供する
8. 契約書の要否 要
9. その他
 - ・ 現場説明を希望する場所は見積書提出日の前日までに担当者に連絡すること
 - ・ 本業務の遂行にあたって知り得た和歌山県紀南児童相談所の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならないこと。
 - ・ 本業務の遂行において、業務上当然実施すべき事項については、職員の指示に従うこと。
 - ・ 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、施設又は職員もしくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。

平面図

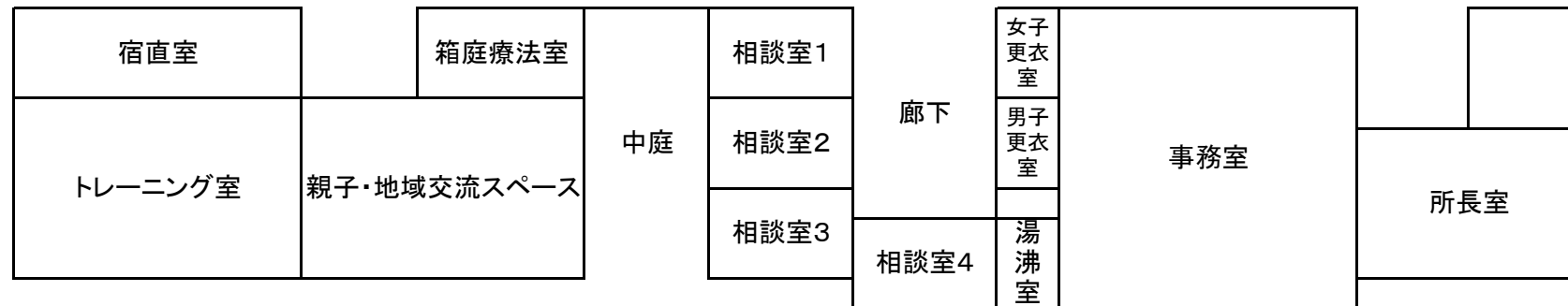
1階



通用口

廊下

玄関



見 積 書

見積金額	百	十	万	千	百	十	円

(消費税及び地方消費税含まず)

ただし、令和6年度和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務に係る見積金
上記のとおり見積もります。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「¥」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

仕様書等に関する質問申出書

年 月 日

和歌山県紀南児童相談所 様

事業年度	令和 6 年度	公告年月日	令和6年2月26日
業務の名称	令和6年度和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務		
質問者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	F A X 番号		
質問事項			